

(様式第1号)

管理番号
—

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

## 石川県賃貸型応急住宅入居申込書

「災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実と相違ありません。

### 【申込者】

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所 (避難前の住所)	〒 □持家 □賃貸物件 □公営住宅	
現在の居住地 (避難施設等)	現在の居住地について、下記のいずれか○をしてください。 ・避難所 ・ホテル旅館 ・自宅 ・親戚、友人宅 ・その他 ( )	
	※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。	
電話番号		(緊急連絡先)

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

### 【申込み住宅の概要】

- ・別添「入居希望物件概要書」のとおりとする。

### 【入居予定者】 申込者以外の入居予定者について記入してください。

入居する親族等	氏 名	性別	続柄	生年月日	年齢	備 考 (高齢者、障がい者、要介護等の 特記事項など)

【被災状況等の確認】 該当する項目に☑を付けてください。

1 被災した住宅の状況	<input type="checkbox"/> 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない <input type="checkbox"/> 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う <input type="checkbox"/> 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認められた <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。） <input type="checkbox"/> その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた
2 資力要件	自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 個人情報	記載された個人情報を、被災者支援のため、他の機関等に提供することの同意 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
4 その他	1 災害救助法が適用された市町に、令和6年1月1日時点において居住していた <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2 災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請しておらず、今後の予定もない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 3 既に応急仮設住宅の提供を受けていない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 4 申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 5 申込者は世帯主ですか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ（理由： _____）
5 必要書類	<input type="checkbox"/> 石川県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 入居希望物件概要書（様式第1号の2） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第3号） ※ 確約書（様式第3号の2）の提出があれば事後でも可 <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 住民票（入居予定者全員分） <input type="checkbox"/> 罹災証明書 ※ 要綱第6条(1)②、④に該当する場合（他項目に該当する場合は、事後でも可） -----（必要に応じて添付）----- <input type="checkbox"/> 申出書（様式第5号） ※ 要綱第6条(1)②～⑤に該当する方のみ <input type="checkbox"/> 応急危険度判定調査票 ※ 要綱第6条(1)③に該当し、かつ応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な方のみ <input type="checkbox"/> 受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書 ※ 要綱第6条(1)④に該当する方で、既に応急修理申込をしている場合 <input type="checkbox"/> 委任状（様式第7号） ※ 貸主が代理人に委任する場合のみ

**【注意事項】**

- ・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを市町が借り上げ、提供する住宅です。
  - ・家賃は無料ですが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費、入居者の故意・過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担となります。
  - ・入居期間は入居日から2年以内となり、応急修理制度を併用する場合は条件が異なりますので、ご注意ください。
- ※災害時に民間賃貸住宅や公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内となります。